

建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく認定基準

第1 趣旨

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第12項の規定により、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める基準を次のとおり定めるものである。

第2 運用方針

建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用の状況等からみて、この基準によることが必ずしも適切でないと認められる場合にあっては、それぞれの規定の趣旨に従い、総合的な判断に基づいて運用する。

第3 対象建築物

法第3条第2項の適用により法第44条第1項の規定の適用を受けない建築物で、形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をするものであること。

なお、「他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なもの」は次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 道路又は通路等内に突き出して建築された建築物の部分について周囲の環境を悪化させない形態の変更
- (2) 道路又は通路等に面していない建築物の部分に係る形態の変更

第4 認定基準

次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替により、通行上、安全上、防火上及び衛生上の支障がないこと
- (2) 既存不適格建築物を維持させることにより、通行上、安全上、防火上及び衛生上の支障がないこと

第5 添付図書関係

認定申請書の添付図書は、愛知県建築基準法施行細則第12条の2第1項（八）に掲げるものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、令和7年11月1日から施行する。